

鹿児島県建築物温暖化対策指針

平成22年12月27日策定

この指針は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、建築物の新築等をしようとするもの（以下「建築主」という。）が建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

建築主は、下記に示す建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置及び省エネルギーのために講ずる措置を参考に、建築物の特性に応じて、適切かつ有効な措置を選定し実施することとし、条例第27条に規定する建築物温暖化対策計画は、この指針に基づいて実施する取組を具体的に記載して作成することとする。

また、建築主は、地球温暖化対策を適切に実施するために、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号の規定に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」、特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準」並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号の規定に基づく「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」についても参考にすることとする。

記

1 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置

- (1) 建物の熱負荷抑制等
熱負荷を抑制するための外壁の方位や室の適切な配置、構造躯体や窓の断熱・気密措置、冬期の日射採入れと蓄熱措置、夏季の日射遮蔽 等
- (2) 自然採光等の活用
自然採光や自然換気・通気の活用 等
- (3) 緑化の促進
植栽などによる日陰の創出、建築物の屋上緑化、壁面緑化の採用 等
- (4) 県産木材の利用
県内産のスギ、ヒノキ等を活用した建築材料の有効利用 等

2 省エネルギーのために講ずる措置

- (1) 設備システムの高効率化
空調や換気、照明、給湯、昇降機などの設備機器について、エネルギー効率の高いシステムを採用することなどによる省エネルギー化
- (2) エネルギーの効率的な運用
エネルギー消費量の計測や、エネルギー管理の体制の整備などによる、設備機器の効率的な運用
- (3) 再生可能エネルギーの導入
太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギーの利用
- (4) その他の措置
 - ア 水資源の保護（節水型機器の採用等）
 - イ 低環境負荷材の利用（再生資材やリサイクルが容易な材料の使用 等）
 - ウ 代替フロンの使用抑制（空気調和設備における地球温暖化係数の小さい冷媒の使用）

附則 この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この指針は、平成31年3月26日から施行する。

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する。